

会 員 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広域重度ケア連携機構（以下「当法人」という。）の定款第7条から第13条までの規定に基づき、会員の種別、入会、会費、退会その他会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員の種別及び資格

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の4種とする。

- 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、法人運営に関与する個人又は団体
 - 賛助会員 当法人の目的に賛同し、資金面その他の方法により支援する個人又は団体
 - 協力会員 当法人の目的に賛同し、専門的知見、地域資源、研究、医療、福祉、教育又は行政連携等により協力する個人又は団体
 - 専門会員 医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、研究者、弁護士、公認会計士、税理士、情報セキュリティ専門家その他専門的知見を有する個人又は団体
- 2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 理事会は、入会の承認に当たり、当法人の目的に照らして合理的な基準により判断するものとし、不当に差別的な取扱いをしてはならない。承認しない場合は、その理由を付して申込者に通知する。

第3章 会 費

(会費)

第4条 会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

種別	個人	団体
正会員	年額 〇〇円	年額 〇〇円 (1口)
賛助会員	年額 〇〇円 (1口)	年額 〇〇円 (1口)
協力会員	年額 〇〇円	年額 〇〇円
専門会員	年額 〇〇円	年額 〇〇円

- 会費は、毎事業年度開始後〇か月以内（新規入会の場合は入会承認後〇日以内）に、当法人の指定する方法により納入するものとする。
- 既に納入された会費その他の拠出金品は、原則として返還しない。

(会費の用途)

第5条 会費は、当法人の公益目的事業及び法人の運営に要する経費に充てるものとし、特定の者の利益のために使用してはならない。

第4章 退会及び資格喪失

(任意退会)

第6条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が定款第11条各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。この場合、当該会員に対し社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき
- (4) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (5) その他法令又は定款で定める事由に該当したとき

第5章 会員の権利及び名簿

(会員の権利)

第9条 正会員は、社員として社員総会における議決権を有するほか、定款及びこの規程に定める権利を有する。

- 2 賛助会員、協力会員及び専門会員は、当法人が実施する事業に関する情報提供、研修会等への参加その他理事会が別に定める便益を受けることができる。

(会員名簿及び個人情報)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

- 2 会員の個人情報は、個人情報保護規程の定めるところにより適正に取り扱う。

第6章 雑 則

(改廃)

第11条 この規程の変更及び廃止は、理事会の決議による。ただし、会費の額の変更は、社員総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規程は、令和〇年〇月〇日開催の理事会の決議により制定した。